

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	大阪市 自立支援医療(精神通院医療)事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、自立支援医療(精神通院医療)事務で、特定個人ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

自立支援医療(精神通院医療)事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成30年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療(精神通院医療)事務
②事務の概要	<p><総合福祉システム(自立支援医療(精神通院医療))> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る事務 ※自立支援医療(精神通院医療)の支給を求め方からの申請に基づき、その要否について判定し、支給認定を行う。自立支援医療(精神通院医療)支給認定者に対して、自立支援医療受給者証(精神通院)を発行し、自立支援医療(精神通院医療)費の支給認定を行う。 (詳細は「(別添1)事務の内容」を参照) <中間サーバー> 自立支援医療(精神通院医療)事務では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第2に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム(自立支援医療(精神通院医療))、統合基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院医療)関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表一第84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二 第108、109、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55、55の2、55の3条</p> <p><情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二 第8、11、20、26、53、56の2、87、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、44、59の2条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局 健康推進部 こころの健康センター
②所属長の役職名	健康局長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3階 大阪市健康局健康推進部こころの健康センター 電話: 06-6922-8520 ファックス: 06-6922-8526

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p><総合福祉システム(自立支援医療(精神通院医療)> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る事務 ※自立支援医療(精神通院医療)の支給を求める方からの申請に基づき、その要否について判定し、支給認定を行う。自立支援医療(精神通院医療)支給認定者に対して、自立支援医療受給者証(精神通院)を発行し、自立支援医療(精神通院医療)費の支給認定を行う。(詳細は「(別添1)事務の内容」を参照) <中間サーバー> 自立支援医療(精神通院医療)事務では番号法別表第2に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>	<p><総合福祉システム(自立支援医療(精神通院医療)> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る事務 ※自立支援医療(精神通院医療)の支給を求める方からの申請に基づき、その要否について判定し、支給認定を行う。自立支援医療(精神通院医療)支給認定者に対して、自立支援医療受給者証(精神通院)を発行し、自立支援医療(精神通院医療)費の支給認定を行う。(詳細は「(別添1)事務の内容」を参照) <中間サーバー> 自立支援医療(精神通院医療)事務では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第2に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>	事後	記載方法の見直しのため
平成30年3月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	総合福祉システム(自立支援医療(精神通院医療))	総合福祉システム(自立支援医療(精神通院医療))、統合基盤システム、中間サーバー	事後	記載誤りのため
平成30年3月19日	I 関連情報 3. 個人情報の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項別表一第84の項	番号法第9条第1項別表一第84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	記載方法の見直しのため

